# 令和８年度第１回 帯広市国民健康保険運営協議会 議事録

１　日時　　令和８年５月26日（火）19：00～19：30

２　会場　　ソネビル６階会議室

３　出席者委員　12名

被保険者を代表する委員

八巻　美由紀 委員、蒲　しのぶ 委員、宮本　宏美 委員、鈴木　恵 委員

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

川上　義史 委員、新田　一美 委員、大滝　達哉 委員、中村　貴徳 委員

公益を代表する委員

岡田　衆義 委員、佐藤　英晶 委員、古田　裕 委員

被用者保険等保険者を代表する委員

中村　雅司 委員

４　議事録署名委員

八巻　美由紀 委員、大滝　達哉 委員

５　傍聴者等

報道関係者　１名

６　事務局出席者　９名

石田 智之 市民福祉部こども健康担当参事、永田 敏 市民福祉部健康保険室室長、
田中 彰 国保課課長、裏南 智也 国保課課長補佐、
城石 徹 国保課保険料係主査、内藤 彩 国保課給付係係長、
溝江 圭介 国保課管理係主任、荒谷 陵人 国保課管理係主任補、
浦島 一樹 国保課管理係主任補

７　会議次第

（１）開会

（２）参事挨拶

（３）議事

諮問：令和８年度国民健康保険料率について

（４）閉会

８　議事概要

１　開会

【事 務 局】　ただいまより、令和８年度第１回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

私は事務局を担当しております裏南と申します。よろしくお願いいたします。

本日、朝日委員、播磨委員につきましては、都合により欠席する旨、連絡をいただいております。

開会に先立ちまして、委員の異動がございましたので、ご紹介をさせていただきたいと思います。

被保険者を代表する委員についてですが、帯広市川西農業協同組合様、帯広大正農業協同組合様の役員改選に伴い、石井委員と村上委員が退任されました。

後任の委員といたしまして、帯広市川西農業協同組合様よりフレッシュミズ代表リーダーの蒲しのぶ様、帯広大正農業協同組合様より女性部副部長の宮本宏美様、それぞれご推薦をいただきましたので、令和８年４月22日付で委員に委嘱させていただいております。

次に、被用者保険等保険者を代表する委員についてですが、北海道市町村職員共済組合様の矢録委員が退任されましたので、後任の委員として、北海道被用者保険等保険者連絡協議会様よりご推薦いただきました、播磨貴宏様を、同じく令和８年４月22日付で委員に委嘱させていただいております。

本日、播磨委員は欠席となっておりますので、新たに就任されました、蒲委員、宮本委員、一言で結構ですので、簡単に自己紹介をいただければと思います。

（各委員自己紹介）

ありがとうございました。

次に、事務局の体制についてですが、令和８年度の人事異動により一部変更がございましたが、お手元の座席配置図のとおりですので、誠に勝手ではございますが、これをもって紹介に代えさせていただきます。

続きまして、本日の資料について確認でございます。事前に議案を郵送させていただいておりましたが、本日お持ちでない方はいらっしゃいましたでしょうか。

（なし）

それでは、これより先の議事進行につきましては、古田会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会　　長】　皆さん、こんばんは。古田でございます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

夏らしくなって今日はとても暖かくなりました。朝はまだ寒いですが、いい季節になってきたという感じでございます。

今日の運営協議会ですが、保険料の算定について、という内容でございます。後で説明があると思いますが、今年の４月から子ども・子育て支援納付金が追加になりました。遡ってみますと、2000年（平成12年）に介護納付金、平成20年に後期高齢者支援金が増えて、今回子ども・子育て支援納付金が増えたということになります。協会けんぽや共済など他の健康保険も同様ですが、健康保険制度は相互扶助、みんなで支え合う制度でございます。そのときどきで何を一番重要視するか、高齢化により介護が増えてきた、そして後期高齢者医療制度ができた、そして今、子ども・子育てについて力を入れていかなければいけないということで負担金が増えてきたというように、世の中の流れがわかりやすいと、今回の保険料を見ても思いますので、そんな見方でみると面白いのかなと思います。

今日は新しい委員の方も２人いらっしゃいます。この運営協議会は、市長の諮問を受けて承認するかどうかといったもののほか、色々な制度ですね、マイナンバーも始まりましたし、この国民健康保険についてわからないという要望または意見ございましたら、いただければと思いますので、活発なご意見いただければと思います。

今日はよろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、石田参事よりご挨拶をいただきます。

## ２　参事挨拶

【参　　事】　皆さん、こんばんは。

帯広市市民福祉部こども健康担当参事の石田でございます。

本日は、夜分にもかかわらず、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から帯広市の保険・医療をはじめ、市政全般にわたり、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日の議題につきましては、先ほど古田会長からお話のありましたとおり、「令和８年度の保険料率について」 の諮問となります。

後ほど担当からご説明させていただきますが、令和８年度から子ども・子育て支援金制度が開始となりますほか、診療報酬の改定等による医療費の増加も見込まれることから、北海道に納める１人当たりの納付金が増加しております。

令和８年度の保険料率につきましては、新たに加わります 子ども・子育て支援納付金分を含め、１人当たり保険料賦課額が前年度比4.5％の増とし

て案を取りまとめたところではございますが、帯広市といたしましては、収納率の向上や医療費の適正化はもとより、市独自の対策として財政調整基金を活用することにより、被保険者の負担抑制を念頭に置きながら、保険料率の算定を行ったところでございます。

委員の皆様には、本市の国保事業の一層の健全運営に向け、忌憚のないご意見やご論議をいただき、ご審議賜りますようお願い申し上げまして、開催にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【会　　長】　ありがとうございました。

次に、議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。

八巻委員と大滝委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。

**３　議事**

**諮問：令和８年度国民健康保険料率について**

【会　　長】　続きまして、議事に入ります。

はじめに諮問事項　令和８年度国民健康保険料率について、事務局より説明をお願いします。

【事 務 局】　人事異動により本年４月から国保課長に着任いたしました田中と申します。どうぞよろしくお願いします。以降、着座にてご説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、諮問事項であります、令和８年度の国民健康保険料率につきまして、説明をさせていただきます。

まず、議案書１ページをお開きください。

令和８年度の国民健康保険料率につきましては、議案書に記載のとおり算定をしております。

国民健康保険料は世帯毎に賦課されますが、その内訳は、医療費等の支払いに充てる「医療保険分」、75歳以上の後期高齢者の方の医療費のうち４割相当分を拠出するための「後期高齢者支援金分」、40歳以上65歳未満の介護２号被保険者を対象に、介護保険料相当分として納めていただく「介護納付金分」の３つの区分に加えまして、先程来からお話のありましたとおり、今年度からは、国の制度改正に伴い、子ども・子育て政策の拡充を支える財源として新たに納めていただく「子ども・子育て支援納付金分」が加わり、合わせて４区分で構成されます。

また、それぞれの区分の保険料につきましては、世帯の所得額に基づき賦課される「所得割」、被保険者一人毎に賦課される「均等割」、一世帯毎に賦課される「平等割」の合計により計算されます。

今年度の保険料率のうち、①医療保険分につきましては、
所得割率　7.52%、均等割額　29,020円、平等割額　28,860円、
②後期高齢者支援金分は、
所得割率　2.13%、均等割額　8,920円、平等割額　8,870円、
③介護納付金分は、
所得割率　1.77%、均等割額　9,570円、平等割額　7,320円、
と算定しております。

なお、④の子ども・子育て支援納付金分は、令和８年度制度開始時より、保険料率は全道で統一されることとなっており、北海道から示されている料率は、
所得割率　0.29%、被保険者均等割額　1,000円、
18歳以上被保険者均等割額 100円、平等割額　1,000円
となっております。

子ども・子育て支援納付金分の「18歳以上被保険者均等割 100円」についてでございますけれども、子ども・子育て支援金分の均等割は、18歳未満の被保険者は全額軽減されますが、その分を18歳以上の被保険者で負担する仕組みとなっておりまして、その金額が１人当たり100円になる、ということを意味しております。従いまして、実際に18歳以上の被保険者に賦課される額は１人1,100円ということになります。

以上が、令和８年度の保険料率でございまして、算定の考え方につきましては、２ページ目以降に記載しております。詳細については、担当より説明いたします。

【事 務 局】　それでは、令和８年度国民健康保険料率算定の考え方につきまして、ご説明いたします。以降、着座にて説明させていただきます。

議案書の資料２ページをお開きください。（１）令和８年度国民健康保険料率の算定の考え方、①都道府県化に伴う算定方法の変更、保険料水準の平準化についてです。

国保の都道府県単位化に伴い、帯広市では、北海道が目指している保険料水準の統一に向け、まずは賦課割合、これは保険料として集める額を100とした場合に、所得割・均等割・平等割、それぞれどのような割合で集めるか、という数値のことですが、これが標準の割合となるよう、段階的な見直しを進めてきたところであり、令和６年度に、所得割49%、均等割31%、平等割20%と、北海道が示す賦課割合と同じ割合としたところであります。令和８年度につきましても、昨年同様、この賦課割合の改定はありません。

次に、②制度改正についてです。

まず、賦課限度額についてですが、法定賦課限度額にあわせて、今年度は合計４万円の増額改定を行っております。この、法定賦課限度額については、資料には直接記載しておりませんが、国において、被用者保険との

バランスを考慮し、賦課限度額に達している世帯の割合が概ね1.5％となるよう段階的な引き上げが行われております。

今年度は、医療保険分が１万円引き上げられたほか、令和８年度から開始となります子ども・子育て支援納付金分の限度額が３万円と定められたことから、帯広市においても同様に改定しております。

次に、下の表になります。低所得世帯に対する軽減措置として、所得額が一定基準額を下回った場合に、その段階に応じて７割・５割・２割の軽減が適用となりますが、今回、国において経済動向等を踏まえた見直しが行われ、物価高騰の影響に伴う所得水準の全体的な上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、被保険者１人当たりの基準額が５割軽減で５千円、２割軽減で１万円引き上げとなりました。

以上の改正を踏まえまして、令和８年度の保険料率の算定を行っております。

次に３ページをご覧ください。それぞれの区分毎に、前年との比較を掲載しております。

二重線で囲んでいる箇所が、今年度の料率（案）としてお示しているもので、冒頭でご説明申し上げた１ページに記載している料率となっております。表の右側に増減欄があります。前年度と比較して、どの程度増えたか、あるいは減ったかというところを記載しております。

まず、全体の傾向についてですが、１人当たり医療費の増加等に伴いまして、１人当たり賦課額は増加しておりますが、所得割率については、被保険者の所得の増加に伴いまして、前年度よりも全体的に減少しているとそういった傾向となっております。

それでは①より順に説明いたします。

①医療保険分では、所得割率を0.23ポイント引き下げ、被保険者均等割額は830円、世帯別平等割額は690円の増となっております。また、１人当たり賦課額につきましては、2,677円増、割合としては2.94％の増となっております。

②後期高齢者支援金分では、所得割率を0.12ポイント引き下げ、均等割額は70円、平等割額は30円の増となっております。１人当たり賦課額につきましては、252円増、割合としては0.88％の増となっております。

③介護納付金分では、所得割率を0.02ポイント引き下げ、均等割額は70円増、平等割額は20円減としております。１人当たり賦課額につきましては、254円増、割合としては0.83％の増となっております。

最後に、新たに創設されました④子ども・子育て支援納付金分でございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしましたが、全道統一の保険料率となっておりまして、それぞれの料率は記載のとおりとなっております。

次に４ページをご覧ください。今、ご説明申し上げた、４つの区分の保険料を合算したものが、上段の表の数値となりまして、表の中ほどにあり

ます１人当たり賦課額につきましては、令和８年度156,803円となっておりまして、前年度より6,750円の増、割合としましては4.5%の増改定となったところでございます。

表の下に文章で記載しておりますが、子ども・子育て支援納付金制度の創設や、北海道が示す１人当たりの納付金が増となっていることから、保険料負担も増加しておりまして、財政調整基金を活用しながら、被保険者の負担抑制に努めているところでございます。

参考といたしまして、４ページの下の囲み部分に、子ども・子育て支援納付金分を除いた既存３区分での比較の表を記載しております。この場合ですと、仮ということにはなりますが、１人当たり賦課額は153,236円となり、前年度より3,183円、2.12%の増、参考ということでご紹介させていただきました。

次に５ページの「モデルケース別・所得金額別保険料」の試算結果をご覧ください。上の資料はモデルケース世帯別に令和７年度と令和８年度の保険料を比較したもので、資料右側に行くほど所得が高い世帯となります。

まず、資料の左側、所得割が発生しない世帯、所得金額が０円となっている世帯については、率にすると約3.5%～5%の改定率となっております。表の中央あたりの中間所得者層については、先ほど申し上げたとおり、所得割率が減少していますので、改定率は全体平均よりも低い傾向、上昇率が小さいという傾向になっております。ただ、資料右側の高所得者層については、賦課限度額の引き上げに伴い改定率が上昇する、全体的にはこのような傾向となっております。

続いて６ページ以降、保険料の積算内訳を記載しています。６ページが医療保険分、７ページが後期高齢者支援金分、８ページが介護納付金分、９ページが子ども・子育て支援納付金分でございますが、算定の流れにつきまして10ページの資料で説明させていただいております。

10ページの資料は、医療保険分算定の流れを示しております。上の段に帯広市における保険料率の算出方法を、下の段に北海道が示す標準保険料率の算出方法を、それぞれ比較できるよう作成したもので、左から右に保険料率算定の流れを表しております。

まず、上の段の帯広市における保険料率の算定方法の流れについてご説明します。一番左側の欄、道から示された、帯広市から北海道に納めなければならない金額である「納付金」31億6,660万円がスタートとなります。これ以外に、市として運営に必要な経費である保健事業費や保険料還付金などを、個別の歳出として2億とび95万8千円を加算します。ここから、逆に入ってくるお金、つまり補助金や一般会計からの繰入金、過年度保険料、基金など個別の歳入9億5,516万3千円を減算します。まずは、こうして保険料として集めなければならない額を求めます。

保険料収納率が100%であれば、この額を保険料算定の基礎とできます

が、どうしても現実的に収納率は100％ということにはなりませんので、予定収納率94.34％で割り返し、保険料分を膨らませる必要があります。これに、一般会計繰入金などで補てんされる保険料法定軽減額及び減免額を加えまして、資料のちょうど中央にあります一番大きな四角の欄、25億2,567万5千円が保険料算定の基礎となる「賦課総額」となります。

この「賦課総額」を賦課割合で按分し、それぞれ所得割、均等割、平等割の総額をまず算出し、それをさらに賦課標準所得や被保険者数、世帯数それぞれで割り返したものが、今回ご提案させていただいている所得割、均等割、平等割の保険料率となっております。

参考として、資料の下の段に記載しております、北海道が示す標準保険料率との違いにつきまして、ご説明いたします。標準保険料率は、北海道が納付金と合わせて算定するもので、標準保険料率で保険料を賦課すれば、概ね納付金の納付に必要な額を集められるものとして示されております。その率が図の一番右下の、所得割8.87％、均等割3万674円、平等割3万198円になります。標準保険料率は全道で統一的に算定するため、細かな部分で各市町村の実情に合わない部分もありますので、各市町村では、標準保険料率を参考としつつも、独自に保険料率を算定しています。

令和８年度の保険料率算定における、帯広市の実際の保険料率と標準保険料率で取り扱いが異なる項目としましては、左から２列目の個別の歳入・歳出の内容です。下の段の標準保険料率では、国の基準に基づく歳入・歳出のみを計上していますが、上の段の実際の算定に当たっては、標準保険料率では加味されていない要素として、交付が見込まれる補助を含めているほか、帯広市独自の保険料抑制策として、国保財政調整基金を投入することで、保険料収納必要額を抑制しております。

また、左から４列目の保険料の予定収納率につきましては、下の段の標準保険料率では直近３カ年平均の率93.41%となっておりますが、帯広市では令和７年度の決算見込み等を踏まえた収納率を設定しており、賦課総額が必要以上に大きく膨らまないよう算定しております。

このように、標準保険料率に比べ、より緻密な保険料率となるよう様々な工夫や配慮を重ねて保険料率を算定しているところでございます。

以上、医療保険分の料率算定の仕組みということでご説明させていただきました。11ページに後期高齢者支援金分、12ページに介護納付金分について記載しておりますが、医療保険分と同様の仕組みとなっておりますので説明は省略させていただきます。

最後に13ページをご覧ください。今年度から新たに開始となります子ども・子育て支援納付金分についてです。資料の上の段に記載しておりますが、道内全市町村で保険料率を統一することとされておりますので、道が示している標準保険料率をそのまま採用することとなります。

以上が、今年度の保険料率の改定に係る積算の内容とその結果でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【会　　長】　ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。
事前質問も特に出ておりませんでしたが、今の説明を聞いて何かありましたらお願いします。

特に無いようですので、この件については、諮問案どおり承認することでよろしいでしょうか。
（異議なしの声）
それでは諮問案どおり、承認いたします。

【会　　長】　今日の議題は一つですが、その他、委員の皆様から何かございますか。
他に無いようですので、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

【事 務 局】　次回、令和８年度第２回の運営協議会の日程につきましては、８月下旬から９月上旬の開催を予定しております。
内容につきましては、令和７年度 国民健康保険会計 決算報告についてとなる予定でございます。以上です。

【会　　長】　全体を通して、皆様から何かございますか。
よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議はこれをもちまして終了いたします。
ありがとうございました。